

ポラテイズムの進んだレベルにあり、企業の利益によって支配され、最近のスイスやアメリカに類似した世界の最も保守的な国家の一つなのである。ジグラーが分析したアジアの国家の中では、日本だけがヨーロッパスタイルのコーポラテイズムに共通した制度を発展させてきた。

T・J・ベンバルと恒川恵一も、日本は労働組合が排除されているという特別な特徴を持つコーポラティスト国家であると結論づけた。彼らは戦前と戦後のどちらにもコーポラテイズムの重要な要素を見いだしている。戦前は、ほとんど全ての頂上団体は1940年に作られた大政翼賛会に代表されるという「国家コーポラテイズム」であった。戦後は、ほとんど全ての主要な利益団体が強力な同業団体に組織されるか、強力な頂上団体に組織されるという「自由主義的コーポラティスト」である。しかしながら彼らの主張によると、労働組合はそのような組織で代表されていないし、日本の通常の政策決定過程に組み込まれていないのである。なぜ日本で（そして韓国や台湾のようなアジアの国においても）このようなコーポラテイズムが生じたのかを理解する鍵は、日本の産業化が比較的遅れていた

ことと、政府の指導と支援によって行われたという事実である。明治政府はできるだけ障害を少なくして急激な産業化を目指した。注意深く避けた障害の一つは強力な労働運動であった。組織された労働は、戦前は簡単に排除されたが、戦後は従順な企業組合に組織されたのである。

資源の少ない1950年代と60年代に、日本は再び政府によって指導された経済成長計画を推し進めた。通産省は経済分野において政策決定のリーダーとなった。日本の最近の経済発展によって、通産省のような官庁の役割は1980年代の後半にかなり減少させた。しかし、ほとんど全ての主要な経済政策が大企業と官僚とそして自民党の三者によって形成され、労働は政策決定から除かれているのである。

尚、本論文はユタ大学のR・J・Hrebenar教授、明治大学の中邨章教授との共著論文で、原題はThe Political Party - Interest Group Connection in Japan: From Party System Realignment to Interest Group Realignment?です。ここでは紙数の都合で、その一部を訳出した。

研究班報告 2 戦間期政治の国際比較研究

集団安全保障の陥穽

藤 木 登

(1) こんな夢を見た。

2×××年アメリカが隣接国に「国家政策の手段」としてやむをえず進攻した。その時常任理事国は10か国前後だったような気がする。しかし国際政治勢力は大きくは変わっておらず、アメリカが経済的にEUや日本やそれにロシアや中国に追い上げられていたが、それゆえに軍事大国としての地位を死守しようとしていた。しかし少し前かなり前だったかの湾岸戦争が外交における軍事力の重要性を教え、また核兵器は使用不可能といわれながら破棄されないことでその有用性を示していた。非核国家はしたがって核を持つことを望んでいた。そういえば湾岸戦争の少し後で、ある敵対する2国が半ば望んで半ばやむをえず事実上の保有国になったことがあっ

た。これを公然たる保有国が非難したようだが、これはいささか厚顔を必要としたらしい。持って悪いものなら捨てるべきだし、有用だから持っているとする、他国にそれを持つなというのは紳士的ではないとささやかれたらしい。また湾岸戦争はコンピュータ戦争といわれ、それにすぐれた国は戦争をためらわせるあの人的犠牲なくして敵国に人的物的損害を与えることができた。したがってこの点においても各国はアメリカに追いつく努力をしたらしい。この様なわけでアメリカと他国との軍事力差は湾岸戦争時よりも縮小していたようだ。

さてアメリカの進攻について安保理事会が開かれた。湾岸戦争時アメリカはソ連の崩壊中国の天安門事件の後遺症という敵失（フラ

ンスはアングロサクソンのパワーを前にして蟻螂の斧の身をかこつたと聞く)により一極覇権の夢をふくらませていたらしい。以後のアメリカの湾岸政策も他の有力な常任理事国を不快にさせたいらしい。だいたいあの「砂漠のはりねずみ」作戦とかいわれるものの正体がよくわからなかったらしい。これは警察行動か懲罰行動か国家間戦争かまたはまた世界内戦なのか。またその作戦形態も奇妙だったようだ。かつての戦争は国家の死活をかけて戦うのが常であった。しかしこれらの戦いはどうも死活をかけた戦い(従来の戦争は国家の存亡をかけたから、各国は人命の損失をたえしのんだ)とはいえず、したがって人命を極度におそれたらしい。コンピュータ戦争は丸腰の相手を撃つようなもので、ガンマン精神に反すると巷間うわさされた。

さて理事会にアメリカが出席して拒否権を行使すれば何ということもなかった。しかしアメリカのリーガリスト精神がうずき、また他理事国の非難をいやがって欠席作戦をとった。これには超大国アメリカに対して何も決定できないだろうとの読みもあったらしい。しかしアメリカに不快を感じていた有力な理事国はアメリカを「侵略国」と決定することに成功(あるいは決定するという失策を犯)した。そこで多国籍軍が結成され、国連憲章第42条にもとづいて武力行動をとることになった。戦争(世界内戦?)が開始されたようだが、核のボタン……というところで目がさめた。

(2)この夢が文字どおり夢である理由は二つある。一つはアメリカのような「民主主義」国が「国策の手段」としての戦争などするはずがないということ。もう一つは国際法による戦争の禁止・防止ということである。

まず最初の点について。アメリカが侵略戦争などしないということはたしかだと考えてよいが、よくいわれるように「民主主義」国だから戦争をしないのではない。つまり「民主主義」と不戦あるいは嫌戦は因果関係にはなく、ただ並存関係にあるだけである。たとえば風鈴の音と風車の回転のようなものである。この二つの現象は大体同時に起こるが、因果関係にはなく、これらを起こさせる第3のものがある。同じように「民主主義」と不戦・嫌戦を生じさせる第3の何かが存在する。一口でいえばそれは欧米の近代国家であ

る。これらの国は「民主主義」を発展させており同時に現在のところは満足している国家(ビスマルクの時代のドイツのように)であるから戦争を起こす必要がなくなっている。アメリカはその最たるものである。もっとも将来アメリカが何か別種の欲求を持たなければであるが。

ところである湾岸戦争前後のイラクは不満国家(現在世界の独立国家は約200あるが一応民主主義が機能している国家は数10ぐらいといわれている。満足している国家はどのぐらいであろうか)の代表のようなものであった(今もそうである)。その原因をつくったのは帝国主義はなやかな頃のイギリスであった。簡潔にいうと19世紀末、オスマン=トルコ支配下にあった1 emir (首長、土侯)の領域(emirate、フランス語ではPrincipauté:公国をあてている)を保護下に置いたことに困難がはじまった。国際法では相手を脅迫して結んだ条約は有効である。国際法には「パワーの国際法」とよばれる部分があり、大体現在いわゆる満足している国は脅迫した側であり、そうでない国は脅迫された側である。国際法の歴史社会学が要請されるのはこのような局面である。江戸末期、西欧列強のある国がたとえば九州の1小大名を保護国とし、維新後のいつの時に、これを独立国としたようなものである。また香港をイギリスが独立させて主権国家としたらどうか。それを阻止できたのは中国のパワーであったとすると、国際政治における法よりパワーという事実は否定しがたい。国際政治においては、国内政治におけるよりも、パワーあるいは政治から国際法への融変がスムーズでない。ドイツが一貫してベルサイユ条約をdictated treaty (強制条約)とよんでいたが、大体戦争後に締結される平和条約がdictate でないはずはない。勝者が敗者と自由に合意することはこっけいであろう。ドイツがこのことを公言できたのは、強制をはねのけるパワーがあったからである。ここに国際政治における法をこえた困難さがあり、平和とはいかなる状態であるかを暗示している。

第2の点について。国際政治史を多少とも嗜っている者として感ずることは、国際政治を考える中で国際法を意識することがほとんどないことである。ビスマルクが言ったといわれる「私が行動した場合、私は私の行動を

弁護してくれる国際法の教授を必ず探し出すことができる」という言葉を見つけて、国際法をまじめに勉強しない口実としたらしい。しかし国際法としてはそれなりにもっともな言い分があることがだんだんわかってきた。

国際法史上戦争法の歴史は正戦論から無差別戦争論へ、さらに現代の戦争論へと展開してきた。正戦論は神学的正戦論ともいわれるようにキリスト教神学を土台としている。正戦論は文字どおり正しい戦争とそうでない戦争を区別するのである。この区別を判定するのは戦争当事者でありえない。この当事者の上位にある者すなわちローマ教会か神の国と連続した帝国であらねばならない。しかし近代の過程は国民国家が上（ローマ教会であれ帝国であれ）からの力と下（有力貴族）からの抵抗をはねのけて主権（文字どおり至高の権力である）を獲得する過程である。1648年のウエストファリア条約が神聖ローマ帝国の死亡証明書といわれた意味はこのことであった。さて横並びとなった主権国は自己を超越する判定者を失った。この結果は無差別戦争論である。横並びの当事者がそれぞれ正しいと主張する戦争因が一致することは困難である。すなわち正邪が差別できない無差別戦争論となる。

さてこの戦争論で人類（といってもヨーロッパ内でのことだが）は数世紀間戦ってきた。戦争の悲惨なことはわかっていることだが、事実存在としてどうすることもできなかった。

第一次世界大戦の衝撃を前にして現代の戦争観（新差別戦争論）が生まれた。これが戦争違法化の流れである。まず国際連盟規約で違法化が部分的に実定法化された。規約で象徴的文言は第16条である。すなわち「……約束を無視して戦争にうったえた連盟国は当然他のすべての連盟国に対し戦争行為をなしたものとみなす。」これをフィクションと見るリアリティと考えるかに戦争の違法化の担保力がかかっていると思われる。集団安全保障はこの点に立っている。しかし第一次世界大戦後間もなくして、「規約第16条からの逃走」という現象が生じたことを記憶しているだろうか。戦争違法化を手中にしたとたん各国は戦争を起こした国に立ち向かうことから逃げ出した。湾岸戦争時各国はアメリカを先頭に、ほとんど国益の文脈の言葉で語っていて、思い出した様に世界共同体の言葉（国益を糖衣でつつむために）で語った。人間が国益の文脈を使わなくなるには少なくとも数世紀を要するだろう。

「研究班報告 3」政治とマス・メディアの国際比較研究

J・ナイの「情報の傘」論とその周辺

——最近の国際政治の動向との関連から——

岡村 黎明

“情報”が国際政治を動かす重要なファクターであったことは、何も、きのう、きょうに始まったことではない。特に、軍事・防衛・安全保障に関連して、歴史は多くのエピソードを伝えている。しかし、情報化、情報社会化のグローバルな進展によって、情報、コミュニケーション、メディアなどの役割が格段に重要な意味を持ってきたという事実を目をつむることはできない。このようなことを、あらためて考えるようになったきっかけは、Joseph S. Nye Jr. が William A. Owens と Foreign Affairs March/April, 1996 に発表した “America's Information Edge” と題する論文である（邦訳 情報革命と新安全保障

秩序 中央公論 96年5月号）。ナイらは、この中で、第2次世界大戦後の世界の安全保障の秩序を決定づけてきた“核の傘”は、90年代に入ってから、情報革命の進展によって、“情報の傘”にとって代りつつあるというユニークな見方を提示した。ナイらの論文が発表された時、たまたま私は、ハーバード大学ケネディスクールで在外研究中だったが、ナイはクリントン政権の国防次官補から、そのケネディスクールの院長として帰ってきたばかりであった。

しかも、ナイは折から少女のレイプ事件で燃え上がった沖縄の基地問題の根底にある、東アジア戦略報告（EASR、'96）の執筆